

## 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書

すべての子どもにゆきとどいた教育を実現するために、少人数学級の実現は欠かすことができません。少人数学級は、生徒一人ひとりの個性に応じたきめ細かい指導が可能になることから、山積する教育課題の解決や、教職員の負担軽減を図る上で効果的であります。

長野県では、平成25年度30人規模学級（35人基準）を中学校3年生まで拡大し、これで小中学校全学年において35人学級が実施されることとなりました。しかし、平成23年に改正された義務標準法では、学級定員が小学校1年は35人であるものの、小学校2年生以降は40人のままであるため、必要な専科教員が配置されなかったり、少人数学級実施に伴って増える教員を臨時的任用教員で配置することから、学校現場に臨任の教員が大幅に増えたりしている状況です。

少人数学級の推進は、我が国の義務教育水準の維持向上を図る上で重要であるため、厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に実施する必要があります。義務標準法改正により小・中学校の全学年で35人以下学級を速やかに実現するよう強く要請いたします。

また、長野県では少子化が進むなかで、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消していますが地方自治体の財政的負担は大きなものとなっています。児童生徒数が少ない市町村においてもゆきとどいた教育を実現するため、国の責任において複式学級が解消するよう学級定員を引き下げることが大切であると考えます。

そのためにも、GDP比で大変低い水準にある教育費をOECDの平均並みに引き上げることが必要であります。豊かな教育を進めていただくよう、次の事項について強く要請いたします。

### 記

- 1 国の責任において35人以下学級を推し進めるために、義務標準法改正を含む教職

員定数改善計画を策定し、実行すること。また、必要な教育条件整備を進めるために、教育予算の大幅増額を行うこと。

2 国の複式学級の学級定員を引き下げること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 26 年 6 月 20 日

伊 那 市 議 会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
総務大臣 宛